

# 令和5年 業種別労働災害発生状況

(令和5年1月1日～9月30日)

浦河労働基準監督署

浦河署管内	令和5年			前年同期			対前年		本年分	
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率	割合(%)	
全産業計	1(1)	127	128	1( )	136	137	-9	-6.6%	100%	
業	製造業	( )	8	8	( )	11	11	-3	-27.3%	6.3%
	食料品	( )	3	3	( )	5	5	-2	-40.0%	2.3%
	木材木製品	( )	2	2	( )	2	2			1.6%
	家具・装備品	( )			( )					
	窯業・土石	( )	1	1	( )			1		0.8%
	金属・機器	( )			( )	1	1	-1	-100.0%	
	その他	( )	2	2	( )	3	3	-1	-33.3%	1.6%
種	鉱業	( )			( )					
	土石採取業	( )			( )					
	建設業	( )	8	8	1( )	5	6	2	33.3%	6.3%
	土木工事業	( )	6	6	1( )	1	2	4	200.0%	4.7%
	建築工事業	( )	2	2	( )	1	1	1	100.0%	1.6%
	木造建築業	( )			( )	2	2	-2	-100.0%	
内	その他	( )			( )	1	1	-1	-100.0%	
	道路貨物運送	( )	2	2	( )	3	3	-1	-33.3%	1.6%
	その他の運輸	( )			( )					
	陸上貨物取扱	( )			( )					
	港湾荷役業	( )			( )					
	林業	( )	1	1	( )	1	1			0.8%
	漁業	( )	3	3	( )	3	3			2.3%
	卸・小売	1(1)	2	3	( )	3	3			2.3%
	清掃業	( )	1	1	( )	4	4	-3	-75.0%	0.8%
	畜産業	( )	80	80	( )	77	77	3	3.9%	62.5%
その他の事業	( )	22	22	( )	29	29	-7	-24.1%	17.2%	

本統計は、労働者死傷病報告(休業4日以上)により作成したものです。

死亡災害者数の( )欄は交通事故(道路交通法適用)で内数。

今月のコメント	<p>1 労働災害発生状況について            全産業における死亡及び休業4日以上労働災害は128件で、前年同期より9件減少となっています。令和5年9月に新たに把握した災害は19件で、業種別の内訳は製造業(食料品)2件、建設業2件(土木工事、建築工事各1件)、卸・小売業1件、畜産業6件、その他事業8件でした。事故の型別統計は以下の通りです。</p> <p style="text-align: center;">事故の型別統計(軽種馬産業除く)(令和5年1月1日から同年9月30日まで)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>墜落、転落</th> <th>転倒</th> <th>はさまれ、巻き込まれ</th> <th>激突</th> <th>飛来、落下</th> <th>崩壊、倒壊</th> <th>交通事故(道路)</th> <th>激突され</th> <th>動作の反動、無理な動作</th> <th>その他</th> <th>総計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>6</td> <td>12</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>7</td> <td>48</td> </tr> <tr> <td>全体占有率</td> <td>13%</td> <td>25%</td> <td>4%</td> <td>8%</td> <td>2%</td> <td>2%</td> <td>10%</td> <td>6%</td> <td>4%</td> <td>15%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>												墜落、転落	転倒	はさまれ、巻き込まれ	激突	飛来、落下	崩壊、倒壊	交通事故(道路)	激突され	動作の反動、無理な動作	その他	総計	件数	6	12	2	4	1	1	5	3	2	7	48	全体占有率	13%	25%	4%	8%	2%	2%	10%	6%	4%	15%	100%
		墜落、転落	転倒	はさまれ、巻き込まれ	激突	飛来、落下	崩壊、倒壊	交通事故(道路)	激突され	動作の反動、無理な動作	その他	総計																																			
	件数	6	12	2	4	1	1	5	3	2	7	48																																			
	全体占有率	13%	25%	4%	8%	2%	2%	10%	6%	4%	15%	100%																																			
	<p>2 交通労働災害防止について            9月に把握した労働災害のうち4件は交通労働災害であり、そのうち3件は山道や砂利道から車が転落したことによる災害です。令和5年中には交通事故による死亡労働災害がすでに1件発生しておりますが、交通事故も重篤な労働災害につながることもあるため、交通労働災害防止対策も積極的に実施していただく必要があります。例えば、現場への経路など、何度も通る道に関してはヒヤリマップの作成により交通事故のリスクの高い場所を関係者全員で共有することが有効です。また4件の災害の中には、後部座席に乗っていた労働者がシートベルト未着用により外に投げ出された災害も含まれていることから、後部座席に同乗する労働者のシートベルト着用も重要です。</p> <p>今一度、交通労働災害防止について関係者に周知徹底願います。</p>																																														

### 建設工事追い込み期労働災害防止運動について

例年、建設工事追い込み期である10月から12月に建設現場における労働災害が増加することから、本年も建設工事追い込み期労働災害防止運動を展開いたします。当署管内におきましては、**墜落災害（トラックの荷台からの墜落含む）、重機の転倒・重機との接触による災害**が多く発生する傾向にあることから、これらの災害が発生する危険がないか重点的にパトロールを行うなど、災害発生防止に向けた取り組みをお願いいたします。また、10月25日から10月31日までは「建設安全週間」ですので、建設工事パトロール点検表を活用した現場パトロールを実施していただきますようお願いいたします。詳細や関係資料については下記URLをご確認ください。（リンク先：北海道労働局ホームページ）

[https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/azen\\_eisei/azen-kankei/saigai/kennsetsugyousaigaiboushi.html](https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/azen_eisei/azen-kankei/saigai/kennsetsugyousaigaiboushi.html)

### 軽種馬災害防止対策について

令和5年9月末現在の軽種馬産業における災害発生状況、災害の内容別統計は以下の表のとおりです。

災害の内容別統計(軽種馬産業)(令和5年1月1日から同年9月30日まで)

	落馬	騎乗中に柵等に接触	馬とともに転倒	蹴られた	踏まれた	引っ張られた	馬に激突された	引き馬中に転倒	その他(馬扱い中)	その他(馬以外)	総計
件数	18	6	6	13	6	5	11	2	4	9	80
全体占有率	23%	8%	8%	16%	8%	6%	14%	3%	5%	11%	100%

9月に新たに把握した労働災害は6件で、内訳は、「落馬」3件、「蹴られた」1件、「馬に激突された」2件となっています。

軽種馬災害対策好事例（実際に当署に提出された内容を紹介します。）

## **収牧時、馬に足を踏まれ骨折する**

#### 【災害発生状況】

収牧時、曳いている馬が前に進まなくなったため、馬の少し前に出て進むよう促したところ、馬が被災者側によれてきて右足を踏まれた。安全長靴は着用していたが先芯の入っていない部分を踏まれた。

#### 【原因についての検討】

- ・物見をしたり、前に馬がいないと歩かないなど、やや癖のある馬であった。
- ・馬の癖については理解していたが、馬を前に歩かせるために馬を曳く基本姿勢から逸脱して少し前に出てしまった。（本人の習熟度に合わせ、少しずつ癖のある馬を曳く練習をしている中で発生した災害であった）

#### 【再発防止対策】

- ・熟練スタッフから馬曳きの技術について指導を行い、技術の向上と馬の特徴の把握に努める。
- ・引き続き癖のある馬を曳く経験を積ませると共に、けがをした本人として後輩の育成・指導ができるよう厩舎全体でフォローする。
- ・今回の災害のようなイレギュラーな状況になったとしても、馬を曳く時の基本姿勢を守るよう指導する。
- ・安全装具に関して、足の甲プロテクター付きの安全靴の採用を検討する。